

「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令(案)」に対する意見募集の結果について

令和 6 年 4 月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

令和 6 年 3 月 7 日 (木) ～令和 6 年 3 月 20 日 (水) にかけて、標記訓令改正案に対する意見募集を実施いたしましたところ、結果は以下のとおりです。
ご協力をいただきましてありがとうございました。

記

1. 意見募集期間

令和 6 年 3 月 7 日 (木) ～令和 5 年 3 月 20 日 (水) まで

2. 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

3. 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール、郵送

4. 意見募集結果

0 件 (本件命令等の案に関するものではない御意見 (2 件) に対して、資源エネルギー庁の考え方は示しませんが、承っております。)

5. お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
電話：03-3501-1749

(別紙)

意見募集を実施した際の電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案からの変更点

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案に対する意見募集を実施した際の「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（案）」からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第1（53）④	「④ 整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者が、整備等計画を健全な状態において長期にわたり継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画、自己資本の健全性及び経営の健全性等の財政面の蓋然性が高く、当該整備等計画を確実に遂行するに足る経理的基礎、及び整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保するために必要な資金を調達できる計画を有している場合（第28条の40第1項第5号の3の規定による広域的運営推進機関からの必要な資金の貸付けを受ける場合にあつては、金融機関からの資金の調達を考慮してもなお当該整備等計画の整備又は更新の実施に必要な資金が不足することが認められる場合）〔第2号要件〕」に修正する。	技術的修正
2	「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第1（69）②	「② 第1の（65）④イに適合すること。」に修正する。	技術的修正
3	「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」1.（4）②ハ（x iii）（b）	「（b）将来の一定期間における電気の需要に <u>応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足する場合に備えて、入札の実施その他の方法により、</u> 休止している発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集するための仕組み（以下「予備電源制度」という。）」に修正する。	技術的修正
4	「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営	「（x iv） 第28条の40第1項第8号の2に規定する交付金の交付、徴収及び納付金の徴収、 <u>第28条の40第1項第8号の3に規定する交</u>	技術的修正

	推進機関の設立の認可の基準について」1.(4)②ハ(xiv)	付金相当額積立金及び解体等積立金の管理並びに第28条の40第2項第2号に基づき行う入札に関する事項」に修正する。	
5	「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」2.(8)	「(8)第28条の40第1項第5号の3に掲げる業務に関する事項として、卸電力取引所から第99条の8の規定による納付を受け、第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第2項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける旨が記載されていること。」を追記する。	技術的修正
6	「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」2.(12)⑦ヲ	「ヲ 推進機関は、流通設備(ただし、広域連系系統並びに配電用変圧器及び配電設備を除く。)の混雑緩和を希望する者が一般送配電事業者又は配電事業者に対して系統増強を提起するにあたって必要となる事項について定める旨」に修正する。	技術的修正
7	「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」2.(16)	「(16)「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(12)⑦ヲの提起を流通設備の混雑緩和を希望する者から受けた一般送配電事業者又は配電事業者は、以下の方法により、手続を行わなければならない旨及び標準処理期間を定める旨」に修正する。	技術的修正
8	「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」7.(6)ホ	「ホ 自然変動電源(太陽光発電設備・風力発電設備)の出力抑制(※4)」に修正する。	技術的修正